

## 令和4年度第2回岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の概要

### 1 開催日時

令和5年2月6日（月）午後2時から午後4時まで

### 2 開催場所

岩手県公会堂 21号室

### 3 出席者

#### (1) 委員（7名出席）

望月 敦允 委員長、阿部 瑛子 委員、田村 賢一 委員、松林 由里子 委員、役重 眞喜子 委員、吉田 敏恵 委員、雷 哲也 委員

#### (2) 県側出席者

（出納局）宮副局長兼総務課総括課長、安倍特命参事兼入札課長

（県土整備部）伊藤建設技術振興課技術企画指導課長

（医療局）青木総務担当課長

（企業局）菊地予算経理担当課長

ほか抽出工事説明職員

### 4 開会

事務局から開会を宣言し、全員が出席しており会議が成立することを報告した。

### 5 挨拶

（宮副局長兼総務課総括課長）

出納局の宮でございます。

令和4年度第2回岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日の委員会では、令和4年4月から令和4年9月までの契約工事などについて、御審議いただきますが、最近の県営建設工事の発注や入札状況等を簡潔に御説明申し上げますと、県営建設工事の発注額は、震災復旧・復興工事が多くの地区で完了したことに伴い、震災後のピーク時と比較して大きく減少し、震災以前の状態に戻りつつあるところです。ピーク時から令和3年度では約1/3程度の額となっております。

また、入札の取りやめは、平成25年度をピークに減少と増加を繰り返していましたが、令和元年度以降は減少傾向にあります。これは発注件数の減少の影響もあると考えられます。ピーク時には20%を越していましたが、令和3年度には5.6%となっております。

発注の減少により懸念されるのはダンピングの発生です。

「入札契約適正化法」の基本原則においても、「ダンピング受注の防止」が定められており、県では、令和3年4月から総合評価落札方式の適用工事の拡大などによるダンピング防止対策の強化に取り組んでいます。

令和3年度における低入札落札の発生割合は、前年度から9.5ポイント減少し1割台となりました。今年度も同様の水準で推移しており、今後も入札動向を注視し、関係部局等と連携しながら、的確な制度の運用に努めて参ります。

公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達を図るため、発注者には入札契約の適正な執行が求められています。

本日の御審議の中で、委員の皆様からいただいた御意見等を踏まえまして、今後の取り組みに活かして参りたいと存じますので、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

本日はどうぞよろしくお願いたします。

## 6 議事

### (1) 県営建設工事に係る入札及び契約手続の運用状況等について

【事務局から説明】

ア 入札方式別発注工事の状況について（資料No. 1～4）

イ 指名停止等の措置状況について（資料No. 5）

【質疑等なし】

### (2) 抽出工事に関する競争入札参加資格の設定方法等について

【望月委員長】

議事（2）抽出工事に関する競争入札参加資格の設定方法等についての審議を行います。

審議の対象となる工事について、今回は田村委員に抽出していただいておりますので、田村委員から御報告お願いたします。

ア 抽出工事一覧表（資料No. 6）

【田村委員】

事務局から依頼がありまして、12月21日に対象工事の抽出を行いました。

抽出した工事は、期間が令和4年4月1日から令和4年9月30日までの、資料No.2、資料No.3、資料No.4の工事のうち、条件付一般競争入札の予定価格1億円以上から2件、同じく予定価格1億円未満から1件、随意契約から1件抽出しました。

その作業に当たりましては予定価格が比較的大きく落札率が高い、或いは低いものの中から、総合評価落札方式、価格競争方式、工事業種のバランスを考慮し抽出しました。

以上により、お手元の資料No.6の通り、4件の工事を抽出しましたので報告いたします。

※以下、抽出工事に係る案件について審議

【担当部局から説明】

イ 旧岩手県立南光病院解体工事（資料No. 7）

【質疑等】

【田村委員】

これについて質問なのですが、単純に金額だけ見れば、(株)佐々木組の方が(株)平野組よりも安い価格だったので、こちらの方が安く上がるかなと思いきや、評価点で(株)平野組の方が上回って

いて、この差が何かと、本日配布された No. 7-2 の資料を見ると、技術提案評価項目 C、(株)平野組 8.5 点と(株)佐々木組 4.5 点で、この 4 点の差はどういうところについてなのか、この 8.5 点、4.5 点を誰がどういう基準で決めたのかという資料がなくて、ちょっと資料が不足してると思いますのでご説明をお願いします。

時間の関係で全部は無理かもしれませんが、技術提案評価項目 A の中でも、特に気になったのが若手女性配置という評価項目がありますが、働いてる人の年齢が若いのか、ある程度年齢が上かで、差別的な評価をして良いのか、県がそういうことをしていいのかという疑問がございます。

あと災害活動等でも評価に差がついていて、(株)平野組と(株)佐々木組ではないのですが、0.5 と 1.5 の災害活動って何が違うのかと。無償奉仕活動も何が違うのかと。表彰実績は何をどういう表彰をされたらプラスになるのか。そういったところが何の説明もなく、非常に資料的には綺麗にできてますが、ちょっと理解しづらい資料なのでご説明をお願いします。

(医療局)

技術提案評価項目の C につきましては、(株)平野組様から提案された、工事現場の周辺環境の安全確保ということで、現場への出入口のところにセンサーを設置するとともに、混雑を避けるために現場への車両の出入りを左折に限定するであるとか、解体方法としては、静的破砕材工法の提案がございまして、その点を、他の業者様より高く評価させていただいたものです。

技術提案評価項目は、医療局としては県の評価項目に従って評価したものでございます。

【田村委員】

この例規集のどこかに載ってますか。

(事務局)

例規集の見出し 11 番、総合評価落札方式競争入札技術評価基準がございまして。その中の別紙 1 に評価基準及び配点(技術提案評価項目 A)が一般工事事用、災害復旧工事事用、海上・海中工事事用とあります。

11-4 から 5 ページには一般工事事用の評価基準及び配点があり、5 ページの一番上、キの配置予定技術者の表彰実績がありまして、対象年度の期間に以下のいずれかの実績があれば評価する。主任(監理)技術者、専任補助者または現場代理人として岩手県が行った「優良県営建設工事表彰」(現場代理人については今回工事の配置技術者として必要な資格を当該工事施工時に有していた場合に限る)の受賞、「優秀施工者岩手県知事表彰」の受賞、「東北地方工事安全施工推進大会優良企業(現場代理人)表彰」の受賞といったものが対象となります。

その下のコのところに、若手技術者又は女性技術者の配置の有無がございまして。若手の定義につきましては、満 40 歳をむかえていない者ということです。

【田村委員】

この資料でわかりづらいのが 無償奉仕活動とは何かという定義がここにはないのですが、どこかにありますか。

あと災害活動に関しても、災害活動とは何ぞやという定義が全くありません。災害活動って何でしょうね。しかも災害活動って、災害が起きなければならないのでそれを評価対象にして、果たして公平かどうかという疑問はございますが、決まりなのでしょうがないかもしれませんが、定義がないというのは規程に問題があるのではないかなと思いました。

【望月委員長】

今の点について言うと、11-26 と 27 ページのところに、例示のような形で上がっているのではな

いかと思われま。

(事務局)

26 ページに災害活動の実績等、27 ページに無償奉仕活動の例示があります。

【望月委員長】

割り込むような形ですみません。基準については様々設けられていて、多面的な角度から評価をしていこうと、そういうもとで細かく基準が定められていると思われまますが、なかなか1個1個という話になると難しいところもあると思われまますが、いろいろな角度から会社の評価をしていこうという方針自体は、前向きにとらえられるべきものなのかなと個人的には思われまが。

個々の内容について、わかり易さわかり難さというのがあるのかなという疑問が出てくることは今後もあると思われまがので、その辺は事務局の方できちんと把握していただい、うやむやになって、規程だけは定まっているけれども、皆さんが把握できてないなどになると本末転倒ですし、このように指摘いただいたこともありますから、定期的に基準が状況に見合っているのかというような見直しをしながら、よりよい規程と多くの企業で参加の機会が得られるような基準になっていくといいなと思われまが。

【田村委員】

委員長にまとめていただきましたけれども、今の世の中の情勢として、高齢者の労働力を活用するところがある中で、若手を評価することをそのまま残していいのかという疑問と、災害活動の例示は、11-26 ページのところにあることはあるんですが、災害って何って、災害の定義がないんですよ、そもそも。だから激甚災害が指定されたものに限定するとか、そういった定義があればいいんですが、そういうものがないので、大雨降ってちょっと通行止めがあって、みんなが不自由したとか、他の一部の地域がそうなるけどここは何ともないとか、そういうのも対象になるのかどうかとかです。

あと無償奉仕活動に関しても、会社としてやってるものと、社員が各地域地域で独自にやってて、その会社の社員がいっぱいても会社としてはやってないと。これを評価対象にするかどうかとか、そういった取り扱いが読み取れる状況にはないので、そこは明示された方がよろしいかと思われまが。以上です。

【望月委員長】

田村委員、あともう1点なんかお尋ねになっていた点があったかなと思われまがんですが、入札金額の面のところの話は。

【田村委員】

金額面に関しては技術評価点の方で差がついたところで50万円の差が出た(株)平野組の方が落札したということは読み取れたので、それは大丈夫です。

【役重委員】

資料7-2ページで、入札申請者数が参入見込み63社のうち5社ということで、ちょっと限定的だったのかというのがやや気になるところです。

こうした規模の建築工事で、一般的な状況であるのか、或いは場所とか時期とかいろいろあるとは思われまが、解体工事という事で何かしらのハードルというか、技術的な参入の壁の高さとか、設計単価の問題であるとか何かその辺りが影響しているということがあるのかどうか、確認させていただきたい。

(医療局)

参加見込み者数は、令和3・4年度県営建設工事入札参加資格者名簿の建築一式工事A級に登録されている者としたところでありまして、入札参加資格にある施工実績要件や、配置技術者の施工経験については把握しきれていないところもありまして、実際は入札参加資格を満たす業者はこの63社よりも少なかった可能性はあると考えております。

また、工事の規模も大きいということもありますので、そういったところが影響しているのかなと思っています。

**【役重委員】**

わかりました。特にその解体工事に関してということではないという理解でよろしいでしょうか  
(医療局)

はい。

**【望月委員長】**

ただいま出された意見を今後の事務執行の参考にしていただければと思います。

**[担当部局から説明]**

ウ 二級河川久慈川筋湊町地区築堤護岸改築（その7）ほか工事（資料No. 8）

**[質疑等なし]**

**[担当部局から説明]**

エ 一般県道中寺林犬渕線八幡地区八幡歩道橋補修工事（資料No. 9）

**[質疑等]**

**【松林委員】**

全体的に皆さんの入札額が低かったというのは何か理由があるのかなというのが知りたいと思います。

それから低入札に対して1名増員という対応をとられたと先ほど説明いただいたと思うのですが、なぜそうなるのか教えていただければと思います。

全体的に予定価格に対して入札額が低めだったように見えるのは、そういう見方で正しいんでしょうか。

**(花巻審査指導監)**

全体的に低めという感じは否めないのですが、事前に予定価格を公表しており、今回の案件につきましては価格競争で行っております。

塗装業者の皆さんは有資格者をこの時期に配置できるかどうかを判断し、入札をしていただくわけですが、最終的に比較されるところが価格ですので、この数字で自分たちが取りに行けるかというところでも、競争があったのだらうと思います。

**【松林委員】**

資料9-8ページで、落札額の項目に辞退、未受領というのがありますが、これは一旦手を挙げたけれども入札はされなかったということでしょうか。

**(花巻審査指導監)**

実際に札を入れて作業するとき、職長さんとか、作業する方々がきちんと配置ができるかどうかということがありますので、手を挙げたけれども技術者の配置が難しいということで下げられたのかなと考えております。

また、学校の隣なので、作業時間帯の制約を受けるとか、そういったことも影響したのかなと考えております。

(事務局)

仕組みについてご説明します。条件付一般競争入札については、申請は自由、申請したら必ず入札の札を入れなければならないかという、そうではなく、入れないことについては自由になっており、理由は聞く必要はなく、その後の入札に不利なるということもありません。

各社さんが、とりあえず申請をして、積算とか状況を見ながら最終的に札を入れる入れないを判断できるのでこういう形になっております。

【松林委員】

何か途中で事情が変わったとか何か新しいことがわかったとか、そういうことではないんですね。

(事務局)

はい。

【望月委員長】

先ほどの辞退と未受領の違いを教えてくださいてもよろしいですか。

(事務局)

電子入札システムを使っておりまして、県では、参加しない場合はシステム上の操作は特に何もしなくていいですよとアナウンスをしております。何もしない場合には表示は未受領となります。ただ、システムに辞退というボタンがあるので、業者さんは無断で札を入れたいよりはと、辞退の意思表示で押した結果、辞退と入るものです。

【望月委員長】

違いはほぼないということですね。

【阿部委員】

先ほど、1名増員を指示なさったというお話があったかと思うんですが、1名増員になるとその分、費用といたしますか上乗せが本来であればされてくるのではないかなと感じるんですけども、契約書の方を見ると、金額がその入札の金額そのままに見受けられるのですが、そのあたりは契約変更するとか、その入札の金額よりもその分の人員の上乗せっていうことはないのでしょうか。

(事務局)

先ほどの説明の中で増員という表現を使いましたが、今回の案件につきましては、現場代理人と主任技術者を兼務できないというルールになります。

通常ですと、主任技術者と現場代理人は同じ人がされてもかまいませんが、低入札になった場合は、別々の人を配置してください、兼務はできませんというふうになります。例えばこれが1億円以上の工事になりますと、技術者を別に増員してください、となります。

これに関しては、特に変更契約をするとかそういうことではなくて、業者の責任においてやっていただくこととなります。こちらの狙いとしては、低入札を抑止するための措置ですが、低入札になってしまうものもあるということでございます。

【田村委員】

すいません、これ12月に私がこれ見てみたいということで抽出した案件ですが、9-13ページのところにある図面といたしますか、その工事の内容の説明図についての質問です。

歩道橋ですから、おそらく鉄製なので、塗装しないと錆が来て劣化が早まるということでの工事だと思うのですが、この図面見ると、工事対象になってないところがあるので管理対象外というこ

とかと。ただ一体としての構造物である以上、こういう工事はメンテナンスですね、一体としてやらないとメンテナンスしない部分から腐食が始まって、結局メンテナンスしない部分の中に錆が入ったりということが発生するんじゃないかと思うんですが、この管理対象外になっている歩道橋②のところの工事はどういう扱いになったのでしょうか。

(花巻審査指導監)

9-13 ページの左上に歩道橋の側面図というのがありますが、ここでやる左側に八幡小学校があります。小学校が一段これより高いところにございまして、うちの道路区域ではなく、市の管理区域になっておりまして、道路区域の分は県で直すので、市の方で直しませんかという調整をした結果、契約方法はわかりませんが、同じ業者に頼むような形で一緒に補修工事を実施しました。

【役重委員】

先ほどの落札率の関係でもあるんですが、こういった工事の入札をするために、参加地域要件が今広がっているというふうに理解してますので、地元の業者がこのぐらい価格を落とさないと取れないんだなというのが見える感じを受けます。

隣接する振興局単位で地域を広げるといような措置が、震災後のなかなか落札しないというようなことがあった時期に、こういう措置がとられたんじゃないかなというふうに記憶しているのですが、この後、低入札もかなり懸念されるということで、今回のことではないかもしれませんが、今後こういった地域要件とか、また状況によって見直していくようなこともあり得るのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

(事務局)

地域要件の設定方法を見直す予定があるかというお尋ねかと思いますが、地域要件に限らず、入札参加資格の設定に関しましては、これで固定してずっとやるというものではございませんので、状況を見ながら必要であれば検討していくということになるかと思えます。

【望月委員長】

田村委員とも話したんですが、交通費とかの議論もあろうかと思うんですけれども、できるだけ地元の方たちが活躍するとういなと思えます。偏ったやり方になってしまうと不正という議論も紙一重であるのかもしれませんが、地元の方たちが活躍できて、町が発展するようになるとういなと思っております。

【担当部局から説明】

オ 陸前高田オートキャンプ場造成工事 (資料 No. 10)

【質疑等】

【望月委員長】

ちょっと知識が不足している部分があって申し訳ないのですが、このプロポーザルという方式は、キャンプ場として今後運営していくためのPRとか、様々な要素を考慮しなければならないから、単純に建築だけでやるのが困難であるという、複合的に考慮すべきものがあるから、そういったものを考慮するための方法としてプロポーザルという方式がある、というような理解でよろしいのですよね。

【観光・プロモーション室】

はい。

【雷委員】

参加者が何者いたのか、選定委員会のメンバーが、どういう方々が評価したのか、有識者がいたのか、内部だけでやったのか、あと評価の基準等ですね、簡単にいいですので、お願いします。

**【観光・プロモーション室】**

プロポーザルの参加者は2者でございました。

事業者選定委員会の委員は、他県、本県の類似事例を参考にしながら、まず県担当課を含めまして観光政策、工学・復興、観光関連団体、指定管理事業者、設計施工の観点から7名の委員を選定しました。

大学の先生、中小企業診断士、NPO法人、岩手大学の理工学部の教授、県観光協会、県の機関としては県土整備部、商工労働観光部という形の構成になっています。

**【雷委員】**

7人。県が2人ですね。

**【観光・プロモーション室】**

はい。

**【雷委員】**

参加は2者ですね。

(株)長谷川建設さんが設計も一緒にするのですか。

**【観光・プロモーション室】**

プロポーサルで参加できるのは、単者もしくはグループとなっておりますので、設計は別の業者です。

**【雷委員】**

設計は別発注？プロポーザルだと設計施工は一緒じゃないか。

**【観光・プロモーション室】**

プロポーザルは設計、施工と指定管理者を一括して選定します。

あと、契約手続きとしては、設計、土木工事、施工する工種ごとに契約しています。

**【雷委員】**

評価の決め手はどうでしたか。

2者で競争したと思うんですが、地域性とか、創造性とか、経済性とかいろんな評価基準があると思いますが。コストについてはどうでしたか。

**【観光・プロモーション室】**

2者申請が出てきまして、選定委員会の時点で1者辞退がありまして、最終的には1者でプロポーザル選定委員会を実施しました。

**【雷委員】**

プロポーザルって、複数で案を出してもらって、いい案を選定して、そういうふうにして採用していくものだというように思っていますが、1者だけだと、もう何かありきだったのかなっていうようなそんな感じも受けられるんですけど、そこは大丈夫だったのでしょうか。

**【観光・プロモーション室】**

技術提案書もいただいでいて、直前に辞退という形になっております

**【望月委員長】**

辞退された方がいるということでしたけれども、どういったタイミングで辞退されたんですか。

**【観光・プロモーション室】**



まず、2者とも参加表明をしていただきまして、県で参加資格について確認し、2者とも参加資格があったので、次に技術提案書を出していただきました。県で技術提案書を審査している間に1者辞退しました。

【雷委員】

提案書作るっていうのはすごく大変な作業なんですよ。提案書出して辞退したっていうのは、なんかよほどの理由があったのかなと思うんですけど、そこは聞き取りしなかったんですか。

【観光・プロモーション室】

聞き取りはしていません。

【吉田委員】

この案件について個別の質問というより、いろいろな案件の説明を受けていて疑問に思ったので事務局の方に質問なのですが、今、世の中の的にはすごく物価や原材料が高騰したり、物流が滞ったり、燃料費が何十年ぶりに上がるとかいろいろなことがあります。でも粛々と入札が決まって工事が進むっていうのが、何とも不思議な感じがします。

でも今に始まったことではなく、例えば東京オリンピックの際も復興工事で材料が上がったりしたので、いろいろな経験があるでしょうから、原材料高騰に対しての対応とか、そういう決まりがあるのであれば教えてもらいたいのが1点。なぜこの質問かという、県も大変でしょうけど、中小企業なり、業者さんを苦しめたりしないのかなっていうのがあつての質問です。

逆に上がった見方の消費者側から見ると、最初から原材料などを高く見積もった状態で出すことで、工事費用や、入札価格が、便乗的に高くなったりしないのか、そういうのを適正に見るためにはチェックの仕方があるのかとか、そういう辺りをちょっと教えていただければと思います。

(建設技術振興課)

積算基準の関係ですので私の方から説明いたします。

工事契約の場合、いわゆるスライド条項というのがございまして、これは国の中央建設業審議会の方で示されている標準的な公共工事の契約約款の雛形にも含まれてありますので、国内の公共工事は基本的にはスライド条項を有しております。

これは、契約後に資材価格であるとか、それ以外にも工事価格にも急激な変化があった場合、対応するために、請求できる規定がございます。

過去においても、鋼材類とか燃料類が大幅に価格変動した際に適用されたケースもございまして、現在の価格高騰に対してもこのスライド条項で対応している状況です。

なお、スライド条項については、増額する場合だけではなくて、減額する場合も当然ありまして、その場合は発注者の方で、原材料の価格状況を見ながら大幅に下落しているということになれば請求することになりますが、基本的には残っている請負代金額の1%を超える変動のあった時に請求できる規定になってますので、そこが判断基準になっています。

それで増額もあり得るし、減額もあり得るという契約内容になっています。

【吉田委員】

工期の遅れということも一切なく進んでるということですか。

(建設技術振興課)

工期についてはですね、当初契約した工期が、資材の納入が受注者の責によらない理由で遅れるとか、また仕様を変えて代替のもので可能にするとか、そういった対応がありますので、受注者の責任によらない場合はですね、工期変更、工期の延伸は柔軟に対応するという方針にしております。

**【松林委員】**

先ほど雷委員がおっしゃったことに含まれていたかもしれませんが、プロポーザルの内容そのものがどの範囲になっていて、そして何で今回はこの随意契約の内容になっているのか教えていただきたいというのと、今後もこの全体の工事の内容、先ほどオートキャンプの計画を伺うと、建物なども作るような、もっといろいろなものを作られる工事なのかなと思ったんですが、ここには土木工事とか、比較的ベースになる工事が書かれておりまして、今後、また来年度以降というかこの後にどんどん契約が進んでいくものなのかというのを教えていただきたいと思います。

今回なぜこの内容だけが契約になっているのか、もし、何か今後の進め方などわかれば教えていただきたいと思います。

**【観光・プロモーション室】**

工事の内容につきましては土木工事と建築工事に分かれておりまして、契約はすべて完了しております。

**(事務局)**

今回土木工事だけが入札契約適正化委員会の対象になった理由ですけれども、まず、先に造成工事をして、その後に建築をするという流れになるかと思っています。

今日の審議対象は4月から9月の契約ということで、造成工事だけが審議対象となっているのだと思います。建築工事については次の期間に入るのかなと思っています。

**【松林委員】**

一括で全部一気に契約するものではなくて、工期ごとに契約を続けていращやる、(株)長谷川建設の今後の契約を、随意契約でやられていくというような状態ですか。

**【観光・プロモーション室】**

グループで基本協定を結びまして、グループの中で設計担当、施工担当と別れていて、それぞれの内容によって契約を結んでいるというかたちになります。契約については、それぞれの進捗状況によって変わってくるということになります。

**【松林委員】**

すいません、全然そのプロポーザルの動き方がわかってなかったもので、ありがとうございます。

**【望月委員長】**

すいませんちょっと今の関連で、私からもいいですか。

参加申請とかで始めの段階で資格があるということがわかった後で、今度提案書出していただいて県で審査するという流れになっていくわけですね。

そこで審査された提案書というのは、今回の工事に関わる部分だけの提案書ってことになるのですか。それとも今後も見据えたというか、例えば2年がかりだとすれば何段階かあると思いますが、その全体像を踏まえたものと勝手に解釈してましたが、そうではないのですか。

**【観光・プロモーション室】**

提案書自体はすべて含まれたものになっております。

**【望月委員長】**

すべてというのは、今後続くものも含めたものでしょうか。

**【観光・プロモーション室】**

そうです。

**【雷委員】**

今回の判断については、資料として提案書も必要だと思います。別に隠すものでもないですから。造成の設計図だけがついてますが、やはりプロポーザルですから、資料として提案書をつけるべきだと思います。提案ですが。

(事務局)

プロポーザルのことですが、過去にもプロポーザルによった業者との随契という案件が何度かありますが、こちらの入札契約適正化委員会の審議の立場としますと、工事の契約手続き、入札とか契約手続きの部分ということでの審議をいただくことになっておりまして、プロポーザルの手続きに関しましては、外部の選定委員会が審査決定しておりますので、そちらの審議については対象となっていないと理解しております。

ある程度、参考資料として経過が必要であれば検討することもあるかと思いますが、必ず添付してそちらについても審査をするものではないのかなと事務局としては考えております。

【雷委員】

松林委員からもありましたが、これから建築工事が始まっていくわけですね。その中のプロポーザル方式で選定して、提案書は一者で、そして造成工事の部分の判断をしてくださいと言われたんですけど今後の経過もあるわけですね。

そして(株)長谷川建設さんが建築工事とかも、ずっとやっていくような感じになんですかね。

【観光・プロモーション室】

建築工事も(株)長谷川建設です。

【雷委員】

プロポーザルっていうのはそういうことですよ。PFIみたいな感じでしょうか。

【観光・プロモーション室】

そうですね、グループを組んで。

【雷委員】

あとですね、やはり全体がわからないと、これは造成だけだからこれだけ見てくれっていうことだと、ちょっと審査しづらいとか理解しづらいところあると思います。私からの意見です。

【望月委員長】

このプロポーザルについて言うと、雷委員のおっしゃるところもすごくよくわかりますし松林委員の話もわかるのですが、おそらく選定委員会を組織していると、選定委員会に対して介入する権限がこちらになくなっていくのかなと思います。

その適正さの方を評価する組織が、第三者委員会で作られていると、入札の期間を区切っているからややこしくなるのかなと思いますが、本来的には全体像があらかじめ定まっているのであればその全部のプランを含めて、この金額でこういう流れだったというものが出来れば良いのだろうと思うのですが、9月以降のものについてはまた次回上がってくるという話になると、確かに入札契約適正化委員会の中で評価が難しいのは、雷委員のおっしゃる通りだと思うんです。

でも他方で、選定委員会が入ってくると、その権能を排除できなくなりますから、そちらへの介入は難しくなるのだと思います。

【田村委員】

今の流れでいくと、選定委員会での質疑が行われて、どういう基準になりますという、議事録を持ち帰らずに回収してもいいのですが、議事録を置いていただいて、そこでそういう議論がなされました検討がなされましたということ、参考資料として置いておいていただくとスムーズ

じゃないかなと思いましたが、ご検討をお願いします。

(宮副局長兼総務課総括課長)

事務局においても資料作成の際に、この資料だとなかなか理解が深まらない、というような議論もありましたが、一方で委員長からのお話にありました通り、プロポーザル自体は別の委員会で実施されていることから、従前どおりの資料としました。今お話があったように、全体の流れがわかるようなものや質疑応答なども参考になるとと思いますので、今後、プロポーザルを御審議いただくときには、どのような資料を出せるかも含めて検討させていただければと思います。

【望月委員長】

資料については、対応を検討していただけるとありがたいと思います。

(3) 県営建設工事に係る入札の取りやめの状況及び落札率について

[事務局から説明]

ア 入札の取りやめ状況 (資料 No. 11)

イ 県営建設工事入札方式別落札率データ (資料 No. 12)

[質疑等なし]

## 7 その他

(事務局)

望月委員長には、長時間にわたり議事を進行いただき、ありがとうございました。

4の「その他」でございますが、次回の委員会の日程についてでございます。

当委員会は、委員会運営規程により、原則として6ヶ月に1回、年2回開催することを基本としております。

したがいまして、次回開催は7月頃となりますことを御了承いただきたいと思います。

また、審議対象工事を抽出する委員は、委員会事務処理要領により、委員長を除く委員のお名前の五十音順による輪番制としており、本来は、田村委員の次は松林委員となりますが、都合により順番を変更したため、既に松林委員は前回工事を抽出しましたので、次回の工事審議案件の抽出を役重委員にお願いすることとなります。役重委員には、別途、御依頼いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

## 8 閉会

(事務局)

以上をもちまして、岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の一切を終了いたします。

ありがとうございました。